



伝統構法の復権

vol.5 2008年4月号 このまちなにずっと残っていてほしいあの家も「既存不適格」?

1 2 3

Like 0 Post

世の中の8割の家は「既存不適格」

あなたは、築何年の家に住んでいるだろうか？ もし新耐震基準ができる1980年以前に建てられた家に住んでいるとしたら、あなたの家はおそらく「既存不適格」。「既存不適格」とは、その建物が建てられた当時には合法であっても、今の法律に照らし合わせれば基準を満たしていない、という状態をさす。世の中の8割の家は「既存不適格」だといわれる。「既存不適格」は、今ある法律を守らずに建てる「違法建築」ではない。

1945年の制定当時は「早く安く建てるためにバラックのような家が広まっては困るから」という最低基準としてできたのが、建築基準法だった。地震の被害に対応してその基準がより堅牢に、変形しないような建物寄りへとシフトしてきているため、「昔の基準はクリアしているけれど、今の基準だとダメ」という「既存不適格」建物がたくさん生まれる結果となっているのだ。

地震が起きるたびに、その反省から、基準法はさまざまな点において、規制を強めている。たとえば、基礎。基準法制定当時は、底板無し、鉄筋無しのコンクリートでよかった。それが、昭和35年には底板付きにしなければならなくなり、昭和55年には鉄筋入りでなければならなくなった。さらに平成12年には基礎の大きさや鉄筋の太さなど寸法までが法制化されるようになった。

筋交いを入れた耐力壁の必要量も、年々増え、しかも、壁のバランスのよい配置まで考えるように求められるようになる。また、筋交いを止める方法も、基準法制定当時はさすがで止めるだけでよかったのが、釘打ちの本数や土台に止める場合の金物の用い方なども決められ、筋交いが「よりしっかり、堅固に」入るようにすることが求められる。制定当時の「最低基準」では、地震には耐えられない。より地震に耐えるようになるために、もっとかたく、しっかりとつくるように具体的に規制を強めていく中で「今の基準には及ばない」既存不適格建物がたくさんでてくるのだ。

伝統構法は今の基準法でははかれないから、既存不適格

それとは別のいきさつで「既存不適格」になっている建物もある。それは建築基準法ができる以前から建っている、いわゆる伝統構法の家だ。これも「既存不適格」だが、これは建築基準法のものさしが厳しくなったから、というよりは、もともと建築基準法のものさしでは「はかれないから」不適格となっている。基準法には制定当初から「基礎の上に土台を載せ、その上に家を建てなさい」「筋交いを入れた耐力壁をつくりなさい」という基準がある。コンクリート基礎がなく、玉石の上に柱を載せただけの「石場立て」の家や、開口部が多くて耐力壁として数えることのできる要素が少ないような古民家は、基準法制定時からすでに「既存不適格」だったわけだ。

世界最古の木造建築である法隆寺も、昔から残っている武家屋敷も、京都の町家も、あなたの町にもきっとある築50年以上を越えてなおしっかりと建っている「昔からある家」も、みんな「既存不適格」。『何百年と続いてきた伝統的な木造の技術は、戦後の木造軽視の風潮を乗り越えてかろうじて残ってきた。今まだ知っている人がいるうちに次代に継承しなければ、将来にわたり引き継がれない。国がつくった法律に取り残されてきたために風前の灯となった日本の文化。それが「既存不適格」とはあんまり...』と古民家再生に励むつくり手は嘆く。



同じ古民家でも、改修してより明るく、のびのびと、快適に住めるようになる。

しかも、必ずしも伝統構法の家のすべてが危険ということではない。現代の筋交いと合板、コンクリート基礎等の耐力要素の基準に合わないために「既存不適格」と烙印をおされる伝統構法にも、しっかりした家もあれば、なにかに補強しなければならないような家もある。「分からないから、ひとからげ」にされているだけだ。その伝統構法の家のメカニズムが、今になってようやく解明されようとしている。「解明中」建物は、即危険というのは性急すぎないだろうか。解明されてみれば、現代のマニュアルにあるような大規模な耐震改修は必要なかったり、改修するとしてもその構造特性に合った別のやり方があるに違いないのだから。

既存不適格だと、増築時に耐震改修をしなければならないとなった

今「既存不適格」な仕様の建築をしたら、違法だ。では、「既存不適格」の建物に住み続けるのは違法なのか？そんなことはない。ただ住んでいる分にはいい。ただし、おとし2006年の7月以降「既存不適格」に増築をしようとする、次のような制限がかかるようになった。

- ・既存面積の1/20以上の増築になる場合は、全体を「木造住宅の耐震改修マニュアル」に添った形で耐震改修すること。
- ・既存面積の1/2以上の増築になる場合は、全体を現行基準法に適合するようにやり直すこと。
- ・なお、既存面積の1/20未満または10平米未満の増築の場合は、既存部分は既存不適格のままでもよい。
- ※2の方が1より要求度が高い。

この制限がかかる前までは、増築部分を現行基準法に合わせなければならぬのは当然としても「既存不適格部分」についてまで建物をいじることは要求されなかった。それが、今では、既存部分を含めた全体を耐震改修をする計画書をもっていかないと、増築はできないようになった。

Like 0 Post

1 2 3

(左) 改修前。(右) 改修後。墨の間と土間を一続きの板の間に。壁や天井は漆喰で明るく、採光もたっぷり。こういう風に改修できるなら、もう何十年か住み続けたいな、と思いませんか？



関連する記事はこちら

- 熊本震災レポート 2
- 2/16 衆議院第二議員会館 調査報告会レポート
- 新潟県中越地震被災地訪問レポート
- 速報！アンケートの全回答とまとめ
- 「職人がつくる木の家」づくりを未来につなげるアンケート

木の家イベントカレンダー

最近の特集記事

- 2019年6月15日
やさしくて強い、理想の家を求めて：アイ設計研究 大前泰秀さん
- 2019年5月15日
磨き上げた職人技で、木を生かす：西岡建築一級建築士事務所 西岡健一さん
- 2019年4月20日
大工と左官の職人プロジェクトチーム 総合建築植田 植田俊彦さん 俊司さん
- 2019年4月10日
本物の家づくりを、自由に、楽しんで：株式会社木神楽 高橋一浩さん
- 2019年5月5日
新春特集 2018年のベストショット集
- 2018年12月29日
板倉仮設住宅 移設ものがたり part3 大工の声 & 今後の課題編
- 2018年12月17日
板倉仮設住宅 移設ものがたり part2 実録編
- 2018年12月14日
板倉仮設住宅 移設ものがたり part1 概要編
- 2018年9月4日
番匠 鋳鉄工務店 副棟梁・鋳持大輔さん
- 2018年8月15日
鶴岡総会予告 その1 敢るより、生き延びよ！

人気のある記事

- 冬の温熱調査会報告 15件のビュー
- 大工たちによる「家戻し」の記録 12件のビュー
- 設計士・丹羽明人さん(丹羽明人アトリエ)：納得できる答を探して 11件のビュー
- 込み栓角ノミ復活！松井鉄工所訪問記 11件のビュー
- 第三回これ木連フォーラム「伝統構法はこれからどこへ向かうのか？」の報告 11件のビュー
- 「職人がつくる木の家」づくりを未来につなげるアンケート 11件のビュー
- 伊勢神宮遷宮・御袖始祭り：300年の大木を伐る！ 11件のビュー
- 古川 保の熊本市川尻町 震災日誌 11件のビュー
- 設計士・川端眞さん(川端建築計画)：小さな石場建ての家 10件のビュー
- 工務店・西條正幸さん(ピオプラス西條デザイン)：北海道で無垢の木の家づくり 10件のビュー

この記事のタグ

- このまちなみを次世代に
- 伝統構法の復権
- 建築基準法と伝統構法

同じタグがついた別の記事

- 2009年10月6日
第三回これ木連フォーラム「伝統構法はこれからどこへ向かうのか？」の報告
- 2010年1月16日
新潟県中越地震被災地訪問レポート
- 2009年11月27日
「職人がつくる木の家」づくりを未来につなげるアンケート
- 2004年6月25日
火の用心 (後編)
- 2005年4月25日
新しい道徳と古い道徳？ 新潟地震調査報告

北海道・東北	関東(東京以外)	甲信越・北陸	東海	関西	中国・四国	九州
北海道 青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県	栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 神奈川県 関東(東京) 東京都	新潟県 富山県 石川県 福井県 山梨県 長野県	岐阜県 静岡県 愛知県 三重県	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県	鳥取県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県



vol.5 2008年4月号 このまちなぎと違ってほしいあの家も「既存不適格」?

古い家を掘家(ジャッキアップ)し、下に新材をかませておいて、基礎まわりを直したあとで、再びおろす。こんなことができるなんて!



Like 0 投稿

増築はしたいけれど、耐震改修まではできない／したくない

「増築をするのだったら、その機会に耐震改修をしませんか?」というのと、「耐震改修をした上でないと、増築をしないはけません」というのでは、大きく違う。本人が望むかどうかにかかわらず、耐震改修はしなくてはならないのだ。そこに本人の選択肢も自由もない。

本人が耐震改修を望まない場合にはさまざまな理由がある。「耐震改修はした方がいいと思う。けれど、莫大なお金がかかるから、できない」「このままでは耐震性が低いのは分かっているけれど、先行き長くもないのだから、当面暮らしよくなるというだけでいい」

「増築する部分だけはしっかりとつくる。地震が起きたらそっちで身を守ればいい。全体までは無理」「そもそも、この家は古いけれど、しっかりしている。今のやり方で耐震改修する意味を感じない」家主のさまざまな財政事情、判断、思いがある。ところが選択肢は「増築するなら、必ず耐震改修」しかない。「それだったら、増築もあきらめなければなるまいか・・・」という声が聞こえてきそう。



(左) 壁をかせぐために、土壁をおとして構造用合板を貼ったところ (右) 足固めをボルトで引っ張って補強。

結構お金のかかる、耐震改修

そもそも、耐震改修にはどれくらいのお金がかかるのだろうか? あなたが「既存不適格」な家に住んでいるとしよう。子どもも大きくなってきたから、今住んでいるところはそのままいじらずに、庭に張り出してもう一部屋つくりたいと思った。増築したい子供部屋の面積は20平米、もとの家の面積は150平米だ。既存部分の1/20以上、1/2未満の増築にあたるので、既存部分まで耐震改修しなければならぬ。子供部屋をつくるだけの費用を捻出する心づもりでいたところ、全体の耐震改修となると、それではすまなくなる。

使い勝手の上でしたい増築や改修工事をするのと、求められる耐震改修工事までするのでは、費用が大きく違ってくる。『オーナーの希望項目の増築だけであれば200~300万で済むところが全体の耐震性を求められるレベルまであげるために900万以上かかる例もある。壁の耐力をあげるのに外壁の補強だけで済まなければ、部屋の内装をはがし、構造用合板を貼り、また内装をし直さなければならぬし、屋根が重すぎるような例では瓦をおろして葺き直す必要がでてくる。構造までいじるとなれば、どうしても大工事になる』

耐震改修は、するとすれば、増築の機会をとらえてすることが多い。資金に余裕があれば、耐震的に危ない部分を改めた方がよいに決まっている。ただし、そこまで費用をなかなか出せないのも現実だ。「1/20以上の増築は、定める耐震改修とセット」になったために、改修費用が出せなければ、増築は諦めざるを得なくなったのだ。

阪神大震災後に制定された「耐震改修促進法」により、耐震診断や耐震補強工事に補助金をつけている自治体も多い。

「耐震補強工事、木造住宅の耐震補強工事に対して、30万円の補助金を受けられます。高齢者のみの世帯等に対しては、20万円の割増もあります(静岡県)」

「1) 無料の耐震診断 2) 耐震改修費の補助 3) 無利子の貸付制度(横浜市)」

ところが、求められる耐震改修後の結果が「現行基準法」と設定されると、耐震工事費の額が大きくなり、耐震改修補助費があったとしても、相当な資金力がないと実現はむずかしい。『資金が潤沢にあれば、既存不適格の増築にかかる制限もクリアできます。問題は資金のない人の増築。ほとんどがそう。だから、諦めざるを得ない』とあるつくり手は言う。

増築だと耐震改修まで要求されるならば、いっそのこと、増築しなくて済む範囲の改修工事をおさめておこう、という判断もある。『なるべく増築面積が10平米以下か減築とし、建築基準法上、確認申請が不要な工事としています』と回答しているつくり手も多かった。

老夫婦二人の余生何年かの介護生活のための増築例

ひとつの事例があるつくり手から寄せられている。子や孫に受け継がれる見通しもなく、今限りであること分かっている家の「あと何年か」のために、人に頼らないで出せる自分たちのささやかな貯金の範囲で使いやすく増築したい、というありそうなケースだ。

『小さな一軒家に、老夫婦が住んでおられましたが、ご主人の体の具合が悪くなり介護しやすくするために、既設トイレと風呂を壊し、間取りを変えて、新しいトイレなどを増築しました。その工事は、増築部分が10平米以下であったので、確認申請はせずに工事に取りかかったのですが、このような場合であっても、10平米を越える(あるいは準防火地域での)工事であれば、既存部分の耐震性を証明できなければ確認申請は受け付けられない、ということになります。随分昔の建物で、基礎も無筋。もちろん全てを耐震改修すれば安全であることは、誰にでもわかることですが、かなりの大ごとで、実際には費用的に不可能です。「大きな地震があれば、我が家は危ないかもしれない、それでも普段の生活を営んでいく」というのが、おおかたの人々の現実ではないでしょうか?あと何年生きられるかわからない老夫婦にとっては、建て替えなど考えられないこと。しかし、その家を少しでも使いやすくする権利はあるのではないのでしょうか。ところが、耐震改修の義務づけが阻んで、改修ができない。耐震性の低い家に住んでいる人は、増築せずにそのまま住み続けていなさい、ということなのでしょうか?人が自分で、自分が選択したおりに生きていく自由を奪うような法律を作ってしまうほど、私たちは幼い人間になってしまったのでしょうか?』

Like 0 投稿



(下) ワンショベルで壊してしまうのは、ほんの一瞬。まだ直せたかもしれない。が、もう元には戻らない。



関連する記事はこちら



熊本震災レポート 2



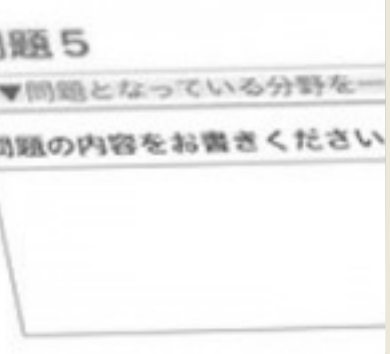
2/16 衆議院第二議員会館 調査報告会レポート



新潟県中越地震被災地訪問レポート



速報! アンケートの全回答とまとめ



「職人がつくる木の家」づくりを未来につなげるアンケート

木の家イベントカレンダー

最近の特集記事

- 2018年9月27日 伝統建築に携わるすべての職人に光を
- 2018年2月7日 「伝統建築工師の技:木造建造物を受け継ぐための伝統技術」ユネスコ無形文化遺産候補選定のお知らせ
- 2018年1月2日 新春特別企画 2017年のベストショット
- 2017年12月14日 第17期木の家ネット総会:倉敷大会-民家改修と曳家-
- 2017年10月14日 気候風土適応住宅のチラシができました!
- 2017年9月4日 家のお風呂 こうやって作る、こうやって保つ
- 2017年8月8日 家にお風呂が入るまで
- 2017年6月30日 気候風土適応住宅のスヌ
- 2017年6月3日 掛川総会 3
- 2017年5月31日 掛川総会 2

人気のある記事

- 冬の温熱調査合報告 15件のビュー
- 大工たちによる「家直し」の記録 12件のビュー
- 第三回これ木連フォーラム「伝統構法はこれからどこへ向かうのか?」の報告 11件のビュー
- 「職人がつくる木の家」づくりを未来につなげるアンケート 11件のビュー
- 伊勢神宮遷宮・御始祭りに300年の大木を伐る! 11件のビュー
- 古川 保の熊本市川尻町震災日誌 11件のビュー
- 設計士・丹羽明人さん(丹羽明人アトリエ):納得できる答を探して 11件のビュー
- 込み栓角ノミ 復活! 松井敏工所訪問記 11件のビュー
- 工務店・西條正幸さん(ピオプラス西條デザイン):北海道で無垢の木の家づくり 10件のビュー
- 設計士・川端賢さん(川端建築計画):小さな石場建ての家 10件のビュー

この記事のタグ

- このまちなみを次世代に
- 伝統構法の復権
- 建築基準法と伝統構法

同じタグがついた別の記事

- 2008年9月27日 鈴木祥之先生(立命館大学教授):伝統構法で使える耐震設計法を探る
- 2001年11月25日 工務店・渡邊隆さん(風基建設):五十年後、百年後に木の家が残る環境をつくること
- 2016年1月14日 第15期 木の家ネット総会 高知大会~会員発表篇~
- 2008年1月26日 伝統木造設計法構築に向けて、実物大実験!
- 2010年1月16日 新潟県中越地震被災地訪問レポート



vol.5 2008年4月号 このまちにずっと残っていてほしいあの家も「既存不適格」？

木の家ネット事務局のある山梨の築80年の古民家。2007年秋、寒いのので緑側をやっと改修した。(古い写真がページ中程にあります)

- 1
- 2
- 3

Like 0 X ポスト

それぞれの言い分

あるつくり手の意見だ。『増築をする際には、既存不適格建物は耐震改修せよと。ある意味正論だとは思。ただ、経済的理由、などで、施工が望んでない場合、近隣への倒壊による被害予測が顕著でなければ、自己責任ではいけないのか』『補強を義務にせず、その家の持ち主に選択肢を与えてあげることが大事だと思うのです』

やや強い言い回しでこう表現するつくり手もいる。『どのような家に住むかは、住む人の自由。これは基本的人権であることをまず認識する必要がある。耐震住宅を推進する一方でバラックに住む権利を奪ってはならぬ。結果生じる益、不利益を住人が我がものとして享受・甘受すればよい』

国土交通省にこの老夫婦の今代限りの増築事例を投げかけてみると『増築するお金がかけられるのであれば、まずは耐震改修にまわしてください、というのが大原則です。暮らしやすい以前にいのちを守るの方が大事ですから』という答がかえってきた。

常日頃、建築申請をおする立場にある建築主事は、既存部分の耐震性が確認できない建物については確認をおこななくなり、こう漏らしたという。『大きい声では言えませんが、古い建物は増築とか改築などしないで、建て直しなさいと国が言っているようなものです。環境、環境と騒ぐのなら、古い建物を壊さず手を入れて大事に使うように法律を整備するべきですよ』



大黒柱の足元を直し、新しい土台に継ぎ直す。基礎はベタ基礎にしたが、基石は古いものをそのまま使っている。

過去のことが「分からない」場合は取り壊し？

古い建物であればあるほど、建物の図面や完成検査済証など、法適合性を証明する書類はない場合は多い。手続きとして過去の法適合性を証明できないと、増築部分についても確認がおりない、という滞りがでてきている。

『既設部分にある擁壁のことで困りました。鉄筋コンクリートでできた、今の基準にも適合すると思われるようなしっかりしたものでしたが、今回は売りにて購入した中古住宅であり、建設当時の土木の完了済証が保存されていないか、あるいは完了を受けていないのか、完了済証がない。』完了済証がなければ受付ができません』とのことで、受け付けてもらえませんでした。最終的にはその擁壁を1m以下に埋めて対応したのですが、以前であれば、建築士の判断で「これは大丈夫」でよかったものが通らなくなり、難儀しています』

擁壁が安全なものかどうか？ 目の前にある擁壁を建築士が見て「大丈夫でしょう」と判断することすらゆるぎされない。完了済証がないから「危険なものかもしれない」。だから「壊してやり直し」をしなければならぬ、というのだ。この例では、擁壁を埋めることで危険性を吟味されない高さよりも低くすることで切り抜けている。「危ないかもしれないから」正論だが、「かもしれない」としたら壊さなければいけないというのは、どうだろうか？ 「厳格化」を徹底していくと、残るものの方が少なくなりがねない。既存の住宅を中古住宅として売買するためにもそれが「適法」であるか、建築確認を取得しているかどうかが今後重要な問題となってくるだろう。



木の家ネット事務局がある築80年の古民家。2007年の改修前の緑側の写真。薄い、隙間だらけの薄いガラスで冬はとても寒かった。

「増築の凍結」は最終的には「建て替え」につながりやすい

今回の「既存不適格」の増築が厳格化でしにくくなった今、もっとも多いのは、諦めて「増築を凍結」する例だろう。「もっと住み良くなりたい」という気持ちが叶えられないと、家への愛着よりも不便であることへの不満が上回るようになってくる。それはいずれ「建て替えたい」という気持ちとつながる。「どうせ耐震改修でも多額な費用がかかるのだから、いっそ新築した方が安いですよ」という住宅メーカーのセールストークが聞こえてきそう。当代の住まい手がなんとかその家を維持して持ちこたえたとしても、次の世代に引き継がれにくくなるのは目に見えている。

古くから残っている日本の木の家は、「凍結的に」残って来ているのではない。民家を解体してみると、何度にもわたって改修、増築を繰り返した結果として今の姿があるというのがほとんどだ。いたるところをメンテナンスし、使い勝手の悪いところを壊して増築し、その時々ライフスタイルに合わせて来たことにより、家がもっているのだ。そうしたことを可能にするのが、間取り変更を可能にする架構であったり、木という「型番のない」部材であったりする。新建材や金物は何年かすれば「廃番」になるが、木はその建物に必要な部材に加工できる。職人技術がすたれたり途絶えたりしなければ、基本構造を破壊することなく、部材を更新しつづければ、その建物はもつ。それが日本の木造建築の知恵だったはずだ。

家は「耐震性」だけでできているのではない

「既存不適格」とは、耐震性だけで家をはかる言葉だ。しかし、家を構成する要素は、耐震性だけではない。文化の産物であり、職人技術の結晶であり、人間形成の場であり、ずっと住んで来たかけがえない思い出の場でもある。山で育った木の第二の生でもある。「古い建物を大事にしたい」という言葉の中には、「耐震性」という一点で失ってはならないもの、一度壊してしまったら取り戻せないものが含まれている。そこをどう見るか。

それも家の大切な要素だと指定するならば、「耐震性のない」建物は「既存不適格」であり、生活し続けるためにいじることすら許されないというほどの扱いではならぬのではないかと。人は「いのちがある」ということだけで生きていくのではない。どのように生きているかという人生の質も大切なものだ。「お金がないから耐震改修できない」という消極的な一面だけでなく「耐震性が低くても、なんとかこの家に住み続けたい」という愛着や親しみといった数字でははかれない側面を無視してはならない。

ものを大事に、次の世代につなげていくこと

「既存不適格建物の増築ができない」ことは、どこへつながるのか。耐震性の向上にも寄与するかもしれない一方で、「ダメなのは建て替えるほかない」という風潮につながっていきかねないという方向に向かいはいないか。

職人がつくる木の家ネットは、日本の木の家を直しながら住み継ぐ文化を次世代につなげていきたいと考えている。木の家のたまたまい、歴史、意匠、季節感、雰囲気、環境性...。耐震性以外に大切な要素がたくさんある。それを大切にしたいという住まい手のニーズにこたえて、木の家の専門家であるつくり手として、木の家の構造特性に合わせて必要な補修や補強はしながら、現代のライフスタイルに適應できるように工夫して直しながら、維持していく手助けをしたい。住まい手とつくり手とが協働して、これまで引き継がれて来た財産であるすぐれた古い建物を未来に残せるストック型の社会をつくっていければと思う。日本の木造建築の長い歴史の中で培われて来た知恵と精神を、未来に向けて生かすべき時が、今、来ている。

Like 0 X ポスト

- 1
- 2
- 3

(下) 緑側の改修は、1キロ上に住む大工の横山さんにお願した。敷居、鴨居からのやり直し。古い家をよくするための相談ができる大工さんが近くにいるというのは、本当に心強いこと。



関連する記事はこちら

- 熊本震災レポート 2
- 2/16 衆議院第二議員会館 調査報告会レポート
- 新潟県中越地震被災地訪問レポート
- 速報！アンケートの全回答とまとめ
- 「職人がつくる木の家」づくりを未来につなげるアンケート

木の家イベントカレンダー

最近の特集記事

- 2016年12月23日 掛川総会
- 2016年6月2日 込み栓角ノミ復活！松井鉄工所訪問記
- 2016年6月21日 熊本震災レポート 2
- 2016年6月9日 大工たちによる「家戻し」の記録
- 2016年5月21日 熊本震災調査レポート
- 2016年4月28日 古川 保の熊本市川尻町 震災日誌
- 2016年3月31日 2/16 衆議院第二議員会館 調査報告会レポート
- 2016年1月27日 地域型住宅の省エネルギーを探る～2016.1.17 京都フォーラム報告
- 2016年1月14日 第15期 木の家ネット総会 高知大会～会員発表編～
- 2015年11月13日 工務店・小田貴之さん(オダ工務店)：木の家づくりのプロフェッサー

人気のある記事

- 冬の温熱調査合宿報告 15件のビュー
- 大工たちによる「家戻し」の記録 12件のビュー
- 設計士・丹羽明人さん(丹羽明人アトリエ)：納得できる音を探して 11件のビュー
- 込み栓角ノミ復活！松井鉄工所訪問記 11件のビュー
- 第三回これ木連フォーラム「伝統構法はこれからどこへ向かうのか？」の報告 11件のビュー
- 「職人がつくる木の家」づくりを未来につなげるアンケート 11件のビュー
- 伊勢神宮遷宮：御袖始祭りに300年の大木を伐る！ 11件のビュー
- 古川 保の熊本市川尻町 震災日誌 11件のビュー
- 設計士・川端貴之さん(川端建築計画)：小さな石場建ての家 10件のビュー
- 工務店・西條正幸さん(オダ工務店)：北海道で無垢の木の家づくり 10件のビュー

この記事のタグ

このまちなみを次世代に

伝統構法の復権

建築基準法と伝統構法

同じタグがついた別の記事

- 2012年11月30日 第12期木の家ネット総会 栃木大会
- 2004年10月25日 NPO関西圏むい屋敷・曳家工事：この家が動く！
- 2005年4月25日 新しい道理と古い道理？新潟地震調査報告
- 2009年3月25日 「伝統木造のこれから」大橋好光教授の展望は？
- 2004年6月25日 火の用心 (後編)